平成３０年（フ）第２３号
栃木県芳賀郡芳賀町大字芳志戸2623番地
債務者　佐藤　孝一
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第２５号
栃木県栃木市大宮町2284番地　県営住宅742
債務者　尾林たみ子
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１２２号
横浜市青葉区市ケ尾町434番地５　ドムショパーナ101
債務者　高林　秀一
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１３３号
横浜市鶴見区寺谷２丁目11番５号　メゾン・ド・ル・クール201
債務者　林　　学
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５４号
横浜市瀬谷区南台１丁目41番地11　ナケイ第一ビル301
債務者　佐々木さおり（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５７号
横浜市緑区霧が丘６丁目１番地１　霧が丘グリーンタウン13棟203号
債務者　金　　珠緒
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６６号
横浜市神奈川区三ツ沢上町26―21　紫雲会ゆかり荘306号室、住民票上の住所横浜市戸塚区平戸３丁目27番10―206号
債務者　石垣　吉英
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６８号
横浜市保土ケ谷区神戸町７番地の９
債務者　五十嵐明美
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７４号
岡山市中区清水１丁目11番26号　フレグランスＣ棟202号
債務者　若林　宏次
1　決定年月日時　平成30年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２９年（フ）第４５７号
千葉県浦安市猫実５丁目５番19号、開始決定時の住所千葉県浦安市富士見４丁目16番28―205号　パセオ舞浜イースト
破産者　阿部　　仁
1　決定年月日　平成30年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１０２２号
千葉県市川市伊勢宿18番６―301号　（ユニオンコーポ）
破産者　佐々木　正
1　決定年月日　平成30年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４号
秋田県鹿角郡小坂町小坂字五十刈５番地３
破産者　株式会社パシック
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２９年（フ）第９１号
山形市蔵王成沢2187番地の１
破産者　有限会社ＣＳ須藤
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６９号
群馬県太田市新田上田中町135番地の３
破産者　株式会社新田園芸
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第１７７３号
名古屋市瑞穂区塩入町17番１号情報センタービル５Ｆ
破産者　株式会社ＺＩＮ
1　決定年月日　平成30年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９８号
三重県鈴鹿市算所５丁目７番３号　エンジライフ源206、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘６丁目８番３号
破産者　髙木ひろみ
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８３号
東京都練馬区豊玉南３丁目24番18号　国産自動車交通㈱内、開始決定時の住所三重県桑名市長島町福吉484番地２　ハピネス千代102号
破産者　山川　良二
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係